

2. 一斉帰宅の抑制(待機・安全な帰宅)

災害発生直後の帰宅行動は、混乱を招いたり、火災や建物倒壊に巻き込まれるなど、二次災害につながるおそれがあります。災害発生から3日間(72時間)が、命を救えるリミットとされています。人命救助活動の妨げにならないためにも、従業員等をむやみに帰宅させないことが重要です。

参照 Ⅰ 2. 一斉帰宅の抑制…P.13

○ 情報収集

帰宿しなければならない従業員等(要介護者が在宅している家族や乳幼児を抱える家族など)に対して(は)、帰宅経路の被害状況やバス・船舶による代替輸送手段の稼働状況などの情報提供を実施しましょう。正確な情報を提供することは、二次災害の危険から従業員等を守ることにつながります。

1 建物の安全確認

建物の被害状況を確認し、施設内に安全な場所を確保しましょう。

また、二次災害のおそれのある危険な場所を把握し、危険な場所には貼り紙をするなど、人の立ち入りを禁止または制限しましょう。



2 待機者名簿の作成

施設内待機者の名簿を作成し、事業所において一元管理します。待機者名簿は、現状把握だけではなく、従業員家族からの安否確認や外部からの問い合わせに対応にも活用できます。



3 備蓄品の配布

安心して待機できるように、あらかじめ準備した備蓄品数(待機者数を確認し、飲料水や食料、毛布などを適切に配布しましょう)。



4 トイレの設置

既設トイレおよび上下水道の被災状況を確認し、可能な限り既設トイレを活用します。また、既設トイレが使用できない場合には、あらかじめ準備した災害用トイレを設置します。



5 情報の提供

従業員や施設利用者等が安心して待機できるよう、家族の安否情報、各地の被害状況、鉄道の運行情報、帰宅支援対象道路等の被害・渋滞・規制情報などを積極的に収集します。



それらの情報は、ホワイトボードに記入したり、地図を活用して掲示したりするなど工夫して、わかりやすく提供します。



○ 地域の安全への貢献

待機した従業員は、事業の継続・再開に努めるとともに、地域の応急・復旧活動に参加し、地域の安全に貢献します。また、会議室やエントランスホールなど事業所の安全で利用可能なスペースを、地域住民や帰宅困難者等の一時滞在場所として提供したり、救出・救護活動にご利用できる資器材を貸出ししたりするなど、可能な範囲で協力しましょう。

参照 Ⅲ 2. 周辺地域の事業所・住民との連携…P.39

帰宿しなければならない従業員等(要介護者が在宅している家族や乳幼児を抱える家族など)に対して(は)、帰宅経路の被害状況やバス・船舶による代替輸送手段の稼働状況などの情報提供を実施しましょう。正確な情報を提供することは、二次災害の危険から従業員等を守ることにつながります。また、交通機関の復旧状況や幹線道路等の混雑状況を勘案し、安全に帰宅できると判断した場合には、あらかじめ策定した帰宅ルールに基づき、従業員等の時差退社を促します。

2 帰宅する際の携行品

従業員等が帰宅途中において、物資等の支援を受けられない、または物資を購入できない場合に備えて、事業所はあらかじめ準備した帰宅する際の携行品を配付しましょう。

携行品の一例は以下の通りです。

- 飲料水、食料
- 地図
- 懐中電灯
- 携帯用トイレ
- ラジオ
- 運動靴
- ヘルメット
- ホイッスル

帰宅支援ステーション

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は、徒歩による帰宅途中に水道水、トイレ、情報提供などを受けることができる帰宅支援ステーションを定めています。

帰宅支援ステーションは都立学校のほか、コンビニエンスストア、ファミリーレストランなどの店舗です。



帰宅困難者の心得10か条

- ⑥事前に家族で話し合い連絡手段、集合場所
- ⑦安否確認、ボイスメールや遠くの親戚(NTT災害用伝言ダイヤル171の利用など)
- ⑧歩いて帰る訓練を
- ⑨季節に応じた冷暖準備(カイロ、タオル等)
- ⑩声をかけ合い、助け合おう

参照